

報道関係各位

令和2年8月3日発表

【照会先】 労働基準部監督課賃金室

室長 長野 智幸

室長補佐 諏訪田 浩

Tel : 092(411)4578

17:15以降は092(411)4551

Fax : 092(411)4875

福岡県最低賃金は、1時間842円、1円アップ

福岡県最低賃金の改正決定について福岡地方最低賃金審議会が答申

福岡地方最低賃金審議会（会長 ありた けんじ 有田 謙司）は、8月3日（月）、福岡労働局長（いとう まさし 伊藤 正史）に対し、福岡県最低賃金（1時間842円。目安額示されない中、前年比+1円）の改正決定について、下記のとおり答申を行った。福岡労働局では、この答申に基づいて速やかに所要の改正手続を進める予定である。

なお、答申では、新型コロナウイルス感染拡大による厳しい状況の下、国や県に対し、中小・小規模事業者が事業継続し、雇用を維持・確保できるよう最大限の配慮を行うとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を早期に講じるよう要望する付帯決議が併せて示された。

記

答申の要旨

- ・福岡県最低賃金を 1時間 842円とする（中央最低賃金審議会の引上げの目安額は示されていない）。
- ・効力発生の日は、令和2年10月1日の見込みである。
- ・付帯決議として、以下の4点を付する。
 - 1 「雇用調整助成金」の活用を一層促進し、より迅速な支給決定を行うなど、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること
 - 2 中小・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、関係各省及び福岡県所管の各種支援策を拡充すること
 - 3 「業務改善助成金」の利便性を一層向上させるとともに、公正取引委

員会及び中小企業庁等との連携を強化して、下請企業対策としての取引条件の改善を図る等の対策を引き続き行うこと

- 4 中央最低賃金審議会において、地域間格差が拡大しないよう、継続した配慮を行うこと

参考

1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額 1 時間 841 円に対し、引上げ額は 1 円、引上げ率は 0.12%

2 答申に至った審議経過

6 月 30 日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会に、福岡県最低賃金の改正決定に関する諮問が行われ、同審議会はこれを受け、福岡県最低賃金専門部会を設置し、この間審議を行ってきた。

同専門部会においては、中央最低賃金審議会の答申及び公益委員見解において、最低賃金引上げ額の目安が示されない一方、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案し、地方最低賃金審議会の自主性の発揮を求めるとされたことによって、県内各地域の労働者及び使用者からの意見聴取内容や、県内の経済・雇用情勢等を踏まえながら、慎重に審議を重ね、報告をとりまとめ、当該報告に基づいて福岡地方最低賃金審議会が答申を行うに至った。

なお、福岡県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した方法による計算において、最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められなかった。

3 福岡県最低賃金の改正の推移

福岡県最低賃金の推移

年度	最低賃金額 時間額（円）	引上げ額 （円）	引上げ率 （％）
平成 14 年度	643	0	0
平成 15 年度	644	1	0.16
平成 16 年度	645	1	0.16
（ 中 略 ）			
平成 21 年度	680	5	0.74
平成 22 年度	692	12	1.76
平成 23 年度	695	3	0.43
平成 24 年度	701	6	0.86
平成 25 年度	712	11	1.57
平成 26 年度	727	15	2.11
平成 27 年度	743	16	2.20
平成 28 年度	765	22	2.96
平成 29 年度	789	24	3.14
平成 30 年度	814	25	3.17
令和元年度	841	27	3.32
令和 2 年度	842	1	0.12

（引き上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入）

なお、福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者（約 200 万人）に適用される。